

# マイ・ポータルに係る関連法規と 政府の方針

# マイ・ポータルに係る関連規定

## ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)

### (検討等)

#### 附則第六条

- 5 政府は、この法律の施行後一年を目途として、情報提供等記録開示システム（総務大臣の使用に係る電子計算機と第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第三十条第二項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第十二条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第十八条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を設置するとともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、情報提供等記録開示システムの設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して次に掲げる手続又は行為を行うこと及び当該手続又は行為を行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行うべき者であることを確認するための措置を当該手続又は行為に応じて簡易なものとするについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 一 法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続（前項に規定するものを除く。）
  - 二 個人番号利用事務実施者が、本人に対し、個人番号利用事務に関して本人が希望し、又は本人の利益になると認められる情報を提供すること。
  - 三 同一の事項が記載された複数の書面を一又は複数の個人番号利用事務実施者に提出すべき場合において、一の書面への記載事項が他の書面に複写され、かつ、これらの書面があらかじめ選択された一又は複数の個人番号利用事務実施者に対し一の手続により提出されること。

# マイナンバー制度に係る政府の方針①

## 世界最先端IT国家創造宣言 改定(平成26年6月24日 閣議決定)

政府の情報システムについては、個人番号カード等による本人認証を一括して行える認証プラットフォーム（仮称）の構築に向けて検討し、システム間のシームレスなアクセスを実現するほか、情報提供等記録開示システムについては、スマートフォン、タブレット端末やCATV など、多様なチャネルで利用可能とするとともに、その機能を拡大し、プッシュ型・ワンストップサービスなど、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスを、本人確認の連携等によりシームレスに利用し、電子的に完結させることを可能とする「マイガバメント（仮称）」を実現する。

個人番号カードについては、そのICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化、個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスの拡大、放送・通信分野等における個人番号カードの民間利活用場面の拡大、実社会における対面及びオンライン上の非対面での本人確認手段としての利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等により、広く普及を図る。

法人番号については、行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高めるとともに、法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル」を構築する。

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

## 世界最先端IT国家創造宣言 工程表 改定(平成26年6月24日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略(IT戦略)本部決定)

### ○マイナンバー制度の導入

- ・2015年10月より個人番号（以下、マイナンバー）・法人番号の付番・通知を行い、2016年1月より利用を開始する。
- ・2017年1月の運用開始に向け、情報提供ネットワークシステム及び情報提供等記録開示システムの構築を行う。

### ○「マイガバメント（仮称）」の実現

情報提供等記録開示システムの活用を前提に、主な機能・内容（利用者に係る医療・介護・健康情報等の自己情報の閲覧、個人向けプッシュ型サービス、引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス、サービスに必要な法定文書等をデータで入手・利用・送達する仕組み等）に係る検討を行い、所要のシステム構築や制度見直しを進める。

・官民のオンラインサービスをシームレスな連携（民間ポータルとの連携、納税手続におけるe-Taxと銀行サイトとのID連携等）を可能とするため、サービスの認証レベル等について整理・見直しを行うほか、個人番号カード等による本人認証を一括して行える、政府情報システムの認証プラットフォーム（仮称）の構築に向けて検討するなど、本人確認やAPI等の連携の枠組みを構築する。

・国民の利便性の向上や安全・安心の確保の観点から、情報通信に係る市場・技術の動向を踏まえ、スマートフォン、タブレット端末やCATV等、利用チャネル及び認証手段の拡大に向けた検討を行う。特にCATVについては、次世代セットトップボックスへの個人番号カードの読み取り機能の内蔵など、具体的なあり方を検討する。

- ・公共施設等への端末設置や代理利用の整理等、いわゆる情報弱者の利用に向けての対応策の検討を行う。

（→ 次頁へ続く。）

## マイナンバー制度に係る政府の方針②

(→ 前頁より)

### ○個人番号カードの普及

- ・2016年1月より、個人番号カードの交付を開始する。個人番号カードの費用負担のあり方については、初回交付について窓口で本人の費用負担が生じないように、検討する。
- ・暮らしに係る公的サービス及び国家資格等の資格の証明に係るカード類（健康保険証、各種国家資格等資格証明書、国家公務員身分証明書等）について、個人番号カードへの一元化に向けた検討を行い、2016年1月の交付開始以降、順次、一元化を行うとともに、印鑑証明カードや施設利用カード等の個人番号カードへの一体化等、市町村による独自利用を推進する。
- ・個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスについて、利用できる地方公共団体・事業者を拡大するとともに、対象手続きの拡大について検討を行い、2016年1月以降、順次、拡大を行う。
- ・公的な身分証明書として、2016年1月までに、法令に基づくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において本人確認手段として利用できるよう、取扱上の留意点を含め、調整・周知を行う。
- ・個人番号カードで利用できる公的個人認証サービスについて、署名用電子証明書の現在3年の有効期間の延長、利用者証明用電子証明書の導入や発行手数料の低減を図る。また、対面・書面に代わるものとして、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しについて検討を行い、2016年1月以降、順次、実施するとともに、署名検証者の、金融機関や医療機関、CATV事業者等の民間事業者への拡大に向け、民間におけるユースケースの明確化に係る実証、民間事業者への利用の働きかけ等を行う。

### ○法人番号の利活用推進

- ・国・地方公共団体が法人に係る情報（調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等の情報）を公開する際の法人番号の併記及び所要の関連手続きの見直しについて検討を行い、2016年1月の法人番号の利用開始以降、順次実施する。
- ・法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル（仮称）」の検討・構築を行う。
- ・既存の法人に係る各種の番号と法人番号の連携による、法人情報の効率的・効果的な利活用方策について検討し、2016年1月以降、順次、実施・推進を図る。

### ○マイナンバーの利活用推進

- ・マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用（特に①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車検査登録事務等）について検討を行い、その状況を2014年秋までに政府CIOに報告する。